

浜頓別町国民健康保険病院 新病院建設事業

設計・施工一括発注公募型プロポーザル

実施要領

令和3年11月12日

浜頓別町

目次

1. 公告日	1
2. 発注者	1
3. 担当部署.....	1
4. 事業概要等	1
(1) 事業名称	1
(2) 建設場所（本事業対象敷地）	1
(3) 事業内容	2
(4) 事業期間	2
(5) 事業規模	2
(6) 計画概要（下記の設計・施工一式）	2
(7) その他.....	2
5. 参加資格要件	2
(1) 参加者の構成等	2
(2) 共通要件	3
(3) 統括責任者の要件	3
(4) 設計者の要件	4
(5) 施工者の要件	4
(6) 工事監理者の要件	5
(7) 各業務の実施体制	7
6. プロポーザルのスケジュール等	7
(1) 公告から契約締結までのスケジュール	7
(2) 実施要領等の配布	8
(3) 実施要領等に係る質問・回答	8
(4) 参加表明書の提出	8
(5) 参加表明後の辞退	9
(6) プロポーザル参加者が1者である場合の措置	9
(7) 技術提案書等の提出	9
(8) 技術提案書等に関する質問書の提出手続等	10
(9) 審査及び優先交渉権者の特定について	11
(10) 技術提案書等の取り扱い	11
7. 契約等に関する事項	12
8. その他	12

実施要領

令和3年11月12日付けで公告した浜頓別町国民健康保険病院 新病院建設事業にかかる設計・施工の優先交渉権者の選定における公募型プロポーザル方式による手続きについては、関係法令（条例、規則、要綱等含む）に定めるもののほか、この実施要領及び同時配布する資料（以下「実施要領等」という）によるものとする。

1. 公告日

令和3年11月12日（金）

2. 発注者

浜頓別町長 菅原 信男

3. 担当部署

浜頓別町国民健康保険病院 病院建設準備室（担当：船木、佐藤）

住所：〒098-5791 北海道枝幸郡浜頓別町旭ヶ丘3丁目3番地

電話：01634-2-2203 FAX：01634-2-3530

e-mail：byoin.kensetsu@mail.town.hamatonbetsu.hokkaido.jp

4. 事業概要等

(1) 事業名称

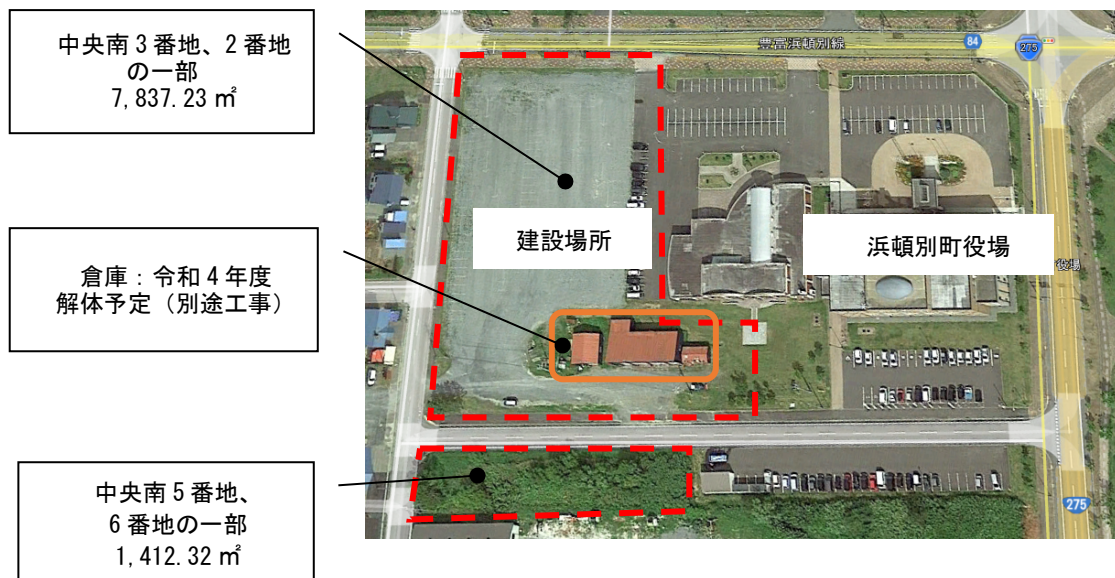
浜頓別町国民健康保険病院 新病院建設事業

(2) 建設場所（本事業対象敷地）

住所地：北海道枝幸郡浜頓別町中央南3番地、5番地、2番地の一部、6番地の一部

敷地面積：3番地、2番地の一部 7,837.23㎡

5番地、6番地の一部 1,412.32㎡



(3) 事業内容

基本設計・実施設計業務および監理業務ならびに建設業務一式（外構工事含む）
業務内容の詳細は、要求水準書及び添付資料を参照すること。

(4) 事業期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで
なお、業務別期間の想定期間を以下に示す。

ア	基本設計・実施設計（申請業務を含む）	令和5年3月末日まで
イ	新病院建設業務、監理業務（外構・植栽を含む）	令和7年3月31日（月）まで
ウ	新病院開院時期	令和7年6月開院予定

(5) 事業規模

22億円（消費税及び地方消費税を含む。）以下とする。

(6) 計画概要（下記の設計・施工一式）

計画建物	病院棟	延床面積	4,000㎡以上
		建築面積	2,300㎡程度
		階数	2階程度
		構造	R C造を基本とする
	付属棟	受水槽棟	鉄骨造1階、36㎡程度
		車庫棟	鉄骨造1階、80㎡程度
その他	外構・植栽工事	南側飛地（図示による）外構工事も本事業に含む。	
敷地面積	病院敷地	7,837.23㎡	
	南側飛地	1,412.32㎡	

面積の算定方法は、建築基準法に準拠する。上表以外は事業者の提案とする。

(7) その他

関連法規を遵守し、近隣への騒音、振動及び安全への配慮を十分に行うこと。

5. 参加資格要件

(1) 参加者の構成等

本プロポーザルへの参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次に示す単独企業（以下「単独」という。）又は自主的に結成された特定建設工事共同企業（以下「企業体」という。）とする。ただし、企業体の場合もそれぞれの参加資格要件を満たすこと。また、企業体による参加の場合の代表構成員は施工業務を行う者とする。

- ア 単独企業（単独：施工業務を実施する者が、設計業務、監理業務も実施する。）
イ 共同企業体（企業体：施工業務と設計業務（監理業務を含む）のJVまたは協力企業体。）

(2) 共通要件

参加者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者とする。
- イ 令和3～4年度浜頓別町建設工事等競争入札参加資格者名簿において、設計業者は「設計」を、施工業者は「建築」の営業項目に登録された者であること。
ただし、令和3～4年度浜頓別町建設工事等競争入札参加資格者名簿に未登録である者が、参加表明書の提出日において、該当業務に係る営業項目の登録を終えている場合はこの限りではない。
- ウ 参加表明書の提出日から契約締結までの期間に、北海道又は浜頓別町の入札参加資格停止措置の対象になっていないこと。
- エ 提案者の構成員のいずれかが、他の提案者の構成員でないこと。
- オ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、北海道発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- カ 次に掲げる制度が適用される者にあつては、参加表明書の提出期限の直近2年間(エ及びオについては2保険年度)の保険料について滞納がないこと。

(ア) 厚生年金保険

(イ) 健康保険(全国健康保険協会が管掌するもの)

(ウ) 国民年金

(エ) 労働者災害補償保険

(オ) 雇用保険

※ 各保険料のうち(エ)及び(オ)については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がないこと。(分納が認められているものについては、納付期限が到来しているものに限る。)

- キ 次に掲げる任意保険に加入していること。

(ア) 設計賠償責任保険

(イ) 建設業工事賠償責任保険

(3) 統括責任者の要件

- ア 以下に示す要件を全て満たす総括責任者を配置すること。
 - (ア) 一級建築士の資格を有すること。
 - (イ) 参加希望者と6ヶ月以上の恒常的な雇用関係があること。
 - (ウ) 平成24年4月1日以降に日本国内においての一般病床50床以上の病院の新築又は増改築に係る建設工事の元請けとして完成引渡の実績を1件以上有すること。
- イ 統括責任者と現場代理人は兼任することができる。

(4) 設計者の要件

「設計業務」を行う者は、以下に掲げる各要件を全て満たすこと。

- ア 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条第1項の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を行っていること。
- イ 平成24年4月1日以降に日本国内においての一般病床50床以上の病院（以下、病院とは医療法第一条の五による病院を指す。）の新築又は増改築に係る設計業務の完了実績を3件以上有すること。
- ウ 管理技術者として、以下の各条件を全て満たす者を配置すること。
 - （ア）一級建築士の資格を有すること。
 - （イ）参加希望者と6ヶ月以上の恒常的な雇用関係があること。
 - （ウ）平成24年4月1日以降に日本国内においての一般病床50床以上の病院の新築又は増改築に係る設計業務の完了実績を2件以上有すること。
- エ 意匠担当主任技術者として、以下の各条件を全て満たす者を配置すること。
 - （ア）一級建築士の資格を有すること。
 - （イ）参加希望者と6ヶ月以上の恒常的な雇用関係があること。
 - （ウ）平成24年4月1日以降に日本国内においての一般病床50床以上の病院の新築又は増改築に係る設計業務の完了実績を1件以上有すること。
- オ 構造担当主任技術者として、以下の各条件を全て満たす者を配置すること。
 - （ア）一級建築士又は構造設計一級建築士のいずれかの資格を有すること。
- カ 電気設備担当主任技術者として、以下の各条件を全て満たす者を配置すること。
 - （ア）建築設備士又は設備設計一級建築士のいずれかの資格を有すること。
 - （イ）平成24年4月1日以降に日本国内においての一般病床50床以上の病院の新築又は増改築に係る設計業務の完了実績を1件以上有すること。
- キ 機械設備担当主任技術者として、以下の各条件を全て満たす者を配置すること。
 - （ア）建築設備士又は設備設計一級建築士のいずれかの資格を有すること。
 - （イ）平成24年4月1日以降に日本国内においての一般病床50床以上の病院の新築又は増改築に係る設計業務の完了実績を1件以上有すること。
- ク その他
 - （ア）管理技術者及び各担当主任技術者は、それぞれ1名とし、兼任しないこと。
 - （イ）管理技術者とは、本設計業務全般の管理及び統括を行う者とする。
 - （ウ）各担当主任技術者とは、管理技術者のもとで、各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者とする。

(5) 施工者の要件

「施工業務」を行う者は、以下に掲げる各要件を全て満たすこと。

- ア 特定建設業の許可（建築一式）を有すること。

イ 建設業法第27条の23第1項の規定に基づく有効かつ最新の経営事項審査（参加表明書の提出日において有効なものに限る。）の建築一式の総合評定値が1,400点以上の者。

ウ 平成24年4月1日以降に日本国内においての一般病床50床以上の病院の新築又は増改築に係る建設工事の元請けとして完成引渡の実績を2件以上有すること。

エ 以下に示す要件を全て満たす現場代理人を配置すること。

(ア) 一級建築施工管理技士かつ一級建築士の資格を有すること。

(イ) 参加希望者と6ヶ月以上の恒常的な雇用関係があること。

(ロ) 平成24年4月1日以降に日本国内においての一般病床50床以上の病院の新築又は増改築に係る建設工事の元請けとして完成引渡の実績を1件以上有すること。

オ 以下に示す要件を全て満たす監理技術者を専任で配置すること。

(ア) 一級建築施工管理技士かつ一級建築士の資格を有し、建築工事業に対応した監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習修了証を取得していること。

(イ) 参加希望者と6ヶ月以上の恒常的な雇用関係があること。

(ロ) 平成24年4月1日以降に日本国内においての一般病床50床以上の病院の新築又は増改築に係る建設工事の元請けとして完成引渡の実績を1件以上有すること。

(ハ) 現場代理人と監理技術者は兼任することができる。

カ 建築工事担当主任技術者として、以下の各条件を全て満たす者を配置すること。

(ア) 一級建築施工管理技士の資格を有すること。

(イ) 平成24年4月1日以降に日本国内においての一般病床50床以上の病院の新築又は増改築に係る建設工事の完成引渡の実績を1件以上有すること。

キ 電気設備担当主任技術者として、以下の各条件を全て満たす者を配置すること。

(ア) 一級電気施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。

(イ) 平成24年4月1日以降に日本国内においての一般病床50床以上の病院の新築又は増改築に係る建設工事の完成引渡の実績を1件以上有すること。

ク 機械設備担当主任技術者として、以下の各条件を全て満たす者を配置すること。

(ア) 一級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。

(イ) 平成24年4月1日以降に日本国内においての一般病床50床以上の病院の新築又は増改築に係る建設工事の完成引渡の実績を1件以上有すること。

(6) 工事監理者の要件

「工事監理業務」を行う者は、以下に掲げる各要件を全て満たすこと。

ア 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条第1項の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を行っていること。

イ 平成24年4月1日以降に日本国内においての一般病床50床以上の病院の新築又は増改築に係る設計業務の完了実績を3件以上有すること。

ウ 管理技術者として、以下の各条件を全て満たす者を配置すること。

- (7) 一級建築士の資格を有すること。
- (4) 参加希望者と6ヶ月以上の恒常的な雇用関係があること。
- (5) 平成24年4月1日以降に日本国内においての一般病床50床以上の病院の新築又は増改築に係る設計業務の完了実績を1件以上有すること。

エ 意匠担当主任技術者として、以下の各条件を全て満たす者を配置すること。

- (7) 一級建築士の資格を有すること。
- (4) 参加希望者と6ヶ月以上の恒常的な雇用関係があること。
- (5) 平成24年4月1日以降に日本国内においての一般病床50床以上の病院の新築又は増改築に係る設計業務の完了実績を1件以上有すること。

オ 構造担当主任技術者として、以下の各条件を全て満たす者を配置すること。

- (7) 一級建築士又は構造設計一級建築士のいずれかの資格を有すること。

カ 電気設備担当主任技術者として、以下の各条件を全て満たす者を配置すること。

- (7) 建築設備士又は設備設計一級建築士のいずれかの資格を有すること。
- (4) 平成24年4月1日以降に日本国内においての一般病床50床以上の病院の新築又は増改築に係る設計業務の完了実績を1件以上有すること。

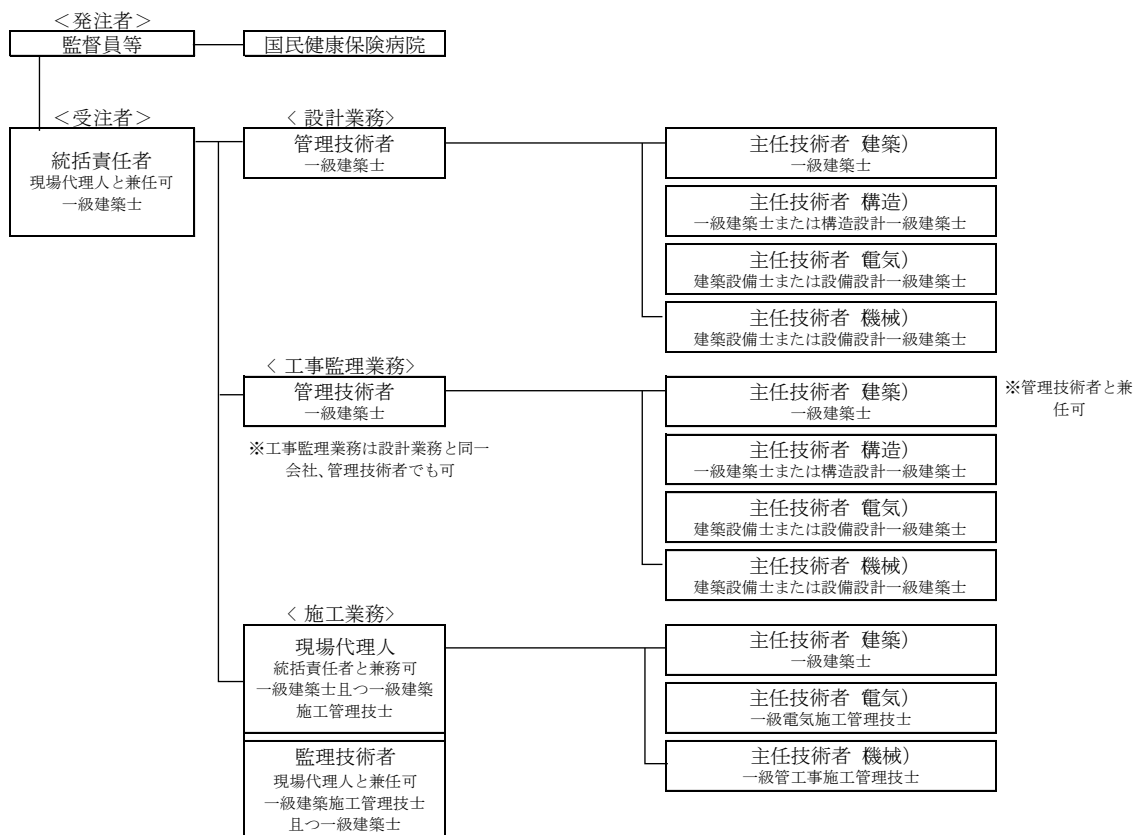
キ 機械設備担当主任技術者として、以下の各条件を全て満たす者を配置すること。

- (7) 建築設備士又は設備設計一級建築士のいずれかの資格を有すること。
- (4) 平成24年4月1日以降に日本国内においての一般病床50床以上の病院の新築又は増改築に係る設計業務の完了実績を1件以上有すること。

ク その他

- (7) 管理技術者と意匠担当主任技術者は兼任することができる。
- (4) 管理技術者とは、本監理業務全般の管理及び統括を行う者とする。
- (5) 各担当主任技術者とは、管理技術者のもとで、各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者とする。

(7) 各業務の実施体制



6. プロポーザルのスケジュール等

(1) 公告から契約締結までのスケジュール

公募手続きの開始（公告）	令和3年11月12日（金）	
実施要領等に係る質問書提出期限	令和3年11月17日（水）	
実施要領等に係る質問への回答期限	令和3年11月24日（水）	
参加表明書の受付開始	令和3年11月26日（金）	
参加表明書の提出期限	令和3年12月 3日（金）	
参加資格審査及び一次審査の結果通知	令和3年12月 8日（水）	
技術提案書に係る質問書類提出期限	令和3年12月15日（水）	
技術提案書に係る質問への回答期限	令和3年12月24日（金）	
技術提案書の提出期限	令和4年 2月14日（月）	
プレゼンテーション・ヒアリング	令和4年 2月20日（日）	【予定】
二次審査結果通知	令和4年 2月22日（火）	【予定】
優先交渉権者との協議・合意	令和4年 2月24日（木）	【予定】
契約の締結	令和4年 3月上旬	【予定】

(2) 実施要領等の配布

浜頓別町国民健康保険病院 ホームページ (<http://www.hamaton-hp.jp/>) からダウンロードとすること。

(3) 実施要領等に係る質問・回答

実施要領等に係る質問がある場合は、質問書（様式８）により提出すること。

- ア 提出期限 令和３年１１月１７日（水）１７時まで
- イ 提出先 ３の担当部署
- ウ 提出方法 メールアドレス（byoin.kensetsu@mail.town.hamatonbetsu.hokkaido.jp）に Microsoft word 形式で送信すること。
件名は「【会社名】浜頓別町国民健康保険病院 新病院建設事業（質問書）」とすること。
送信後、担当部署（病院建設準備室）に電話にて受信の確認をすること。
- エ 回答方法 令和３年１１月２４日（水）までに浜頓別町国民健康保険病院ホームページに公開する。

(4) 参加表明書の提出

参加希望者は、参加表明書（下記附属書類一式を含む）を提出すること。

- ア 提出書類
- (ア) 参加表明書（様式１）
 - (イ) 会社概要書（様式２）
 - (ウ) 会社工事实績（様式３）
 - (エ) 会社設計実績（様式４）
 - (オ) 配置技術者実績調書（工事）（様式５）
 - (カ) 配置技術者実績調書（設計）（様式６）
 - (キ) 特定建設工事共同企業体届出書（様式７－１）（企業体の場合のみ）
設計業務担当会社届（様式７－２）（設計業務を協力会社が行う場合のみ）
 - (ク) 質問書（様式８）
 - (ケ) 使用印鑑届（様式１０）
- イ 提出期限
令和３年１１月２６日（金）から令和３年１２月３日（金）１７時まで
- ウ 提出先
３の担当部署
- エ 提出方法
持参または郵送とする。
- (ア) 持参の場合は８時３０分から１７時まで（ただし、休日を除く。）

- (イ) 郵送の場合は簡易書留郵便とし、上記提出期限までに必着とする。
- オ 提出部数
正 1 部（写し 3 部）
- カ 参加資格審査及び一次審査結果の通知
一次審査を通過した者の中から加点点数（優先交渉権者選定基準 3. 一次評価基準）上位 5 社程度を選定し、プロポーザルの技術提案書の提出を要請する。
技術提案書の作成を要請した者には「要求水準書、追加資料等」を送付する。（なお、一次審査の判定基準等については「優先交渉権者選定基準」による。）なお、一次審査結果の通知は令和 3 年 12 月 8 日（水）郵送及び電子メールにて参加希望者に通知する。
- キ プロポーザルの参加資格がないと判断した者に対する理由の説明
参加資格を満たさない旨の通知を受けた者は、理由について書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
 - (ア) 提出期限 令和 3 年 12 月 15 日（水） 17 時（ただし土・日・祝日は受け付けない）
 - (イ) 提出先 3 の担当部署
 - (ウ) 提出方法 持参または郵送とする。（郵送の場合は簡易書留便とする）
 - (エ) 回答方法 令和 3 年 12 月 22 日（水）までに、書面を郵送

(5) 参加表明後の辞退

- 参加表明書の提出後、参加を取りやめる場合は参加辞退届（様式 9）を提出すること。
- ア 参加辞退届の提出期限
令和 3 年 12 月 27 日（月） 17 時まで
 - イ 提出先
3 の担当部署
 - ウ 提出方法
前記 6(4)に同じ。

(6) プロポーザル参加者が 1 者である場合の措置

プロポーザル参加者（プロポーザルの参加資格があると認められた者をいう。以下同じ。）が 1 者であっても、技術提案書の審査を実施する。

(7) 技術提案書等の提出

- 上記の（4）カで、技術提案書等の作成依頼を受けたプロポーザル参加者は、下記に示す「技術提案書等」を提出すること。
- ア 提出書類（以下の提出書類を総称して「技術提案書等」とする。）
 - (ア) 技術提案資料提出書（様式 11）
 - (イ) 技術提案書（様式 12 書式は下記の「技術提案書の書式等」による。）

(ウ) 事業費内訳書（様式 13）

イ 技術提案書の書式等

- (ア) 優先交渉権者選定基準「4. 二次評価基準」に示す5つの課題に対する考え方並びに具体的な提案を課題毎にA3判（横長使い片面）1枚以内に分かりやすくまとめて示すこと。
（5つの課題で最大A3片面使い×5枚）
- (イ) 用紙は片面のみの使用とし、左の余白は20mm、上下右の余白は15mmを目安とすること。
- (ウ) 各課題に項目分けし、イラスト、イメージ図並びに文章表現を含めて自由とするが、文字の大きさは10ポイント以上とし、読みやすいように配慮すること。
- (エ) 参加者を特定できる内容の記述（社名やマーク等）を記載しないこと。

ウ 事業費内訳書の作成要領（様式 13）

設計費及び工事費の業務内容は「要求水準書等」を参照し、提出すること。

エ 事業費積算内訳書の作成要領（様式 13）

- (ア) 事業費積算内訳書の記入にあたっては、各項目に該当する費用を算出し記入すること。
- (イ) 必要に応じて、項目の追加は認められるが、項目の削除は禁止とする。
- (ウ) 該当する項目がない場合は「0」と記入すること。

オ 提出部数

- ・ (7)ア(ア)1部
- ・ (7)ア(イ)原本1部（クリップ止め）、写し10部（左肩ホッチキス1箇所止め）
- ・ (7)ア(ウ)1部

カ 提出期限

令和4年2月14日（月）17時まで

キ 提出先

3の担当部署

ク 提出方法

前記6(4)に同じ

(8) 技術提案書等に関する質問書の提出手続等

技術提案書等の作成又は提出に関する質問がある場合は、質問書（技術提案関連）（様式 14）により提出すること。

ア 技術提案書等に関する質問書の提出期間

令和3年12月15日（水）17時まで

イ 提出先

3の担当部署

ウ 提出方法

FAX又は電子メールで送信すること。

送信後、必ず電話にて担当部署（病院建設準備室）に受信の確認をすること。

エ 回答方法

質問に対する回答は、令和３年１２月２４日（金）までに浜頓別町国民健康保険病院ホームページに掲載する。

(9) 審査及び優先交渉権者の特定について

審査は、浜頓別町国民健康保険病院 新病院建設事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において「優先交渉権者選定基準」に即して実施する。なお、審査及びヒアリングは非公表とする。

ア ヒアリングの実施

(ア) 選考委員会により技術提案書等を基に書類選考、ヒアリングを実施する。

ヒアリング日時は令和４年２月２０日（日）を予定している。詳細については別途ヒアリング参加者に通知する。

(イ) 出席者は、説明者を含め３名以内とする。

イ その他

その他詳細は別途「優先交渉権者選定基準」による。

(10) 技術提案書等の取り扱い

ア 提出後の技術提案書の訂正、追加及び再提出は認めない。

イ 著作権は原則としてそれぞれのプロポーザル参加者に帰属する。ただし、審査によって採用された技術提案書類等の著作権は浜頓別町に帰属するものとする。

ウ 提出された技術提案書の中で、契約締結者の提案書はホームページに公開する。

エ 提出された申請書等及び提案書等は返却しない。

オ 提出資料は審査に必要な範囲で複製を作成する場合がある。

7. 契約等に関する事項

- ・ 本事業は優先交渉権者と価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合に契約を締結する。
- ・ 優先交渉権者との事業契約が締結できない場合は、次順位者と契約交渉を行う。そのため、優先交渉権者は、契約締結できないことが明らかになった時点で、発注者に対し、速やかに文書（様式任意）によりその旨を届けること。
- ・ 支払条件

年 度	支 払 区 分
令和3年度	無し
令和4年度	基本設計完了時 設計業務の部分払 実施設計完了時 設計業務の部分払
令和5年度	前払金：町が想定した当該年度の建設工事に関する請負金額の40%以内 施工業務の部分払：予算の範囲内で当該年度の出来形部分に相当する額から上記の前払金を差引いた額 監理業務：町が想定した当該年度の工事監理業務に関する請負金額を年度末に予算の範囲内で支払う
令和6年度	前払金：町が想定した当該年度の建設工事に関する請負金額の40%以内 施工業務の完了払 監理業務の完了払

8. その他

- ・ 契約締結までに社会的信用を失墜させる行為を行ったことが判明した場合又は他のプロポーザル参加者の協力者であった場合は失格とする。
- ・ 本プロポーザルに関わる費用については、プロポーザル参加者の負担とする。
- ・ 記載した配置予定の技術者は、原則として変更できないものとする。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない事由がある場合において当初の配置予定技術者と同等以上の資格及び経験を有する者を配置するものとして発注者の承認を得た場合に限り、変更することができるものとする。
- ・ 本事業の契約を締結した者（以下「契約締結者」という。）は、技術提案書の提案事項に基づき、責任を持って確実に履行すること（本事業に不利益となる技術提案書の提案事項と認める場合は除く。）また、契約締結者の責により技術提案書の提案事項が達成できない場合は、浜頓別町と協議の上、同等と認められる方法等で本事業を履行するものとする。